



# 栃木県公報

令和7(2025)年  
3月27日(木)  
号外  
第15号

## 目次

### 規則

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正..... 1
- 栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正..... 2
- 建築基準法施行細則及び建築士法施行細則の一部改正..... 2
- 栃木県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部改正..... 7
- 県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則の廃止..... 7

### 労働委員会

- 栃木県情報公開条例施行規程の制定..... 8

## 規則

### 栃木県規則第22号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和7年3月27日

栃木県知事 福田 富一

### 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年栃木県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号、別記様式第14号（表面）及び別記様式第15号（表面）中

「収入証紙」を「手数料を納付したことを証する書類の貼付欄」に改める。

別記様式第16号（表面）中

収入証紙

を

手数料を納付したことを証する書類の貼付欄

狩猟税額記入欄

円

に改め

る。

別記様式第17号(表面)中 「収入証紙」 を 「手数料を納付したことを証する書類の貼付欄」 に改める。

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(自然環境課)

**栃木県規則第23号**

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月27日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則**

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年栃木県規則第75号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>1・2 略 (償還期間等の特例)</p> <p>3 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他知事が適当と認める機関から受けたものに貸し付ける貸付金(東日本大震災の後令和8年3月31日までに貸し付けるものに限る。)についての第3条の規定の適用については、同条第1項中「10年」とあるのは「13年」と、同項第2号中「12年」とあるのは「15年」と、同項第3号中「15年」とあるのは「18年」と、同項第7号から第10号までの規定中「12年」とあるのは「15年」と、同条第2項中「3年」とあるのは「6年」と、「第5号、第7号」とあるのは「及び第5号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は5年以内、同項第7号」と、「5年」とあるのは「8年」とする。</p> <p>4 略</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1・2 略 (償還期間等の特例)</p> <p>3 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他知事が適当と認める機関から受けたものに貸し付ける貸付金(東日本大震災の後令和7年3月31日までに貸し付けるものに限る。)についての第3条の規定の適用については、同条第1項中「10年」とあるのは「13年」と、同項第2号中「12年」とあるのは「15年」と、同項第3号中「15年」とあるのは「18年」と、同項第7号から第10号までの規定中「12年」とあるのは「15年」と、同条第2項中「3年」とあるのは「6年」と、「第5号、第7号」とあるのは「及び第5号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は5年以内、同項第7号」と、「5年」とあるのは「8年」とする。</p> <p>4 略</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(林業木材産業課)

**栃木県規則第24号**

建築基準法施行細則及び建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月27日

栃木県知事 福田 富一

**建築基準法施行細則及び建築士法施行細則の一部を改正する規則**

(建築基準法施行細則の一部改正)



第16条 法第42条第1項第5号の規定により指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（別記様式第6号）正本及び副本を知事  
\_\_\_\_\_に提出しなければならない。

2 前項の規定により指定を受けた者又は法第42条第2項の規定により指定された道路の所有者は、その位置を変更し又は廃止しようとするときは、道路位置変更申請書（別記様式第6号）又は道路位置廃止申請書（別記様式第6号）を知事  
\_\_\_\_\_に提出しなければならない。

（許可証等の交付）

第33条 知事\_\_\_\_\_又は建築主事等は、法、令、規則、条例及びこの細則により提出された許可、確認、認定又は指定に関する申請書について支障がないと認めたときは、申請書副本に所要事項を記載したものをもって通知する。

2 知事\_\_\_\_\_又は建築主事等は、前項の許可、確認、認定又は指定を受けた申請書が虚偽の申請によるものである場合においては、その許可、確認又は指定を取り消すことができる。

第16条 法第42条第1項第5号の規定により指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（別記様式第6号）正本及び副本を建築に係る所管区域の土木事務所長に提出しなければならない。

2 前項の規定により指定を受けた者又は法第42条第2項の規定により指定された道路の所有者は、その位置を変更し又は廃止しようとするときは、道路位置変更申請書（別記様式第6号）又は道路位置廃止申請書（別記様式第6号）を建築に係る所管区域の土木事務所長に提出しなければならない。

（許可証等の交付）

第33条 知事、土木事務所長又は建築主事等は、法、令、規則、条例及びこの細則により提出された許可、確認、認定又は指定に関する申請書について支障がないと認めたときは、申請書副本に所要事項を記載したものをもって通知する。

2 知事、土木事務所長又は建築主事等は、前項の許可、確認、認定又は指定を受けた申請書が虚偽の申請によるものである場合においては、その許可、確認又は指定を取り消すことができる。

別記様式第1号中「土木事務所調査員 ㊟」を削る。

別記様式第2号副本中「|※ 栃木県指令建第 \_\_\_\_\_号」を「|※ 栃木県指令 \_\_\_\_\_号」に改める。

別記様式第6号正本中「| \_\_\_\_\_ 栃木県 土木事務所長様」を「| \_\_\_\_\_ 栃木県知事 \_\_\_\_\_様」に、

※ 土木事務所受付
※ 市町村受付
※ 消防機関受付

を

※ 県 受 付
※ 市町村受付

に、

※消防上次の意見を附します 年 月 日		※ 意 見		
※告示番号	※告示年月日	※指定番号	※指定年月日	※決裁欄
栃木県告示第 _____号	_____年 _____月 _____日	第 _____号	_____年 _____月 _____日	
栃木県収入証紙貼付欄（消印はしないでください。）				

を

※告示番号	※告示年月日	※指定番号	※指定年月日	※決裁欄
-------	--------	-------	--------	------

に

栃木県告示第 号	年 月 日	第 号	年 月 日
----------	-------	-----	-------

改め、同様式副本中「 | 栃木県指令 土第 号」を「 | 栃木県指令 第 号」に、「土木事務所長

印) を「栃木県知事 印) に、

※ 土木事務所受付
※ 市町村受付
※ 消防機関受付

を

※ 県 受 付
※ 市 町 村 受 付

に改め

る。

別記様式第9号正本中

※ 決 裁 欄	※ 県 受 付 欄	土木事務所 ※ 受 付 欄	市 町 村 ※ 受 付 欄	※ 認 可 番 号 欄
				年 月 日 第 号 係員印 印)

を

※ 決 裁 欄	※ 県 受 付 欄	※ 市 町 村 受 付 欄	※ 認 可 番 号 欄
			年 月 日 第 号 係員印 印)

に改め、

同様式副本中「 | 栃木県指令建第 号」を「 | 栃木県指令 第 号」に改める。

別記様式第10号正本中

※ 決 裁 欄	※ 県 受 付 欄	土木事務所 ※ 受 付 欄	市 町 村 ※ 受 付 欄	※ 認 可 番 号 欄
				年 月 日 第 号 係員印 印)

を

※ 決 裁 欄	※ 県 受 付 欄	※ 市 町 村 受 付 欄	※ 認 可 番 号 欄
			年 月 日 第 号 係員印 印)

に改め、

同様式副本中「 | 栃木県指令建第 号」を「 | 栃木県指令 第 号」に改める。  
別記様式第11号から別記様式第13号までの規定中

※ 決 裁 欄	※ 県 受 付 欄	土 木 事 務 所 ※ 受 付 欄	市 町 村 ※ 受 付 欄	※ 認 可 番 号 欄
				年 月 日 第 号 係員印 ㊟

を

※ 決 裁 欄	※ 県 受 付 欄	※ 市 町 村 受 付 欄	※ 認 可 番 号 欄
			年 月 日 第 号 係員印 ㊟

に改め

る。

(建築士法施行細則の一部改正)

第2条 建築士法施行細則(昭和25年栃木県規則第130号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第2条及び第3条</b> 削除</p> <p>(登録事項)</p> <p><b>第6条</b> 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 氏名 _____</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(書類の経由)</p> <p><b>第2条</b> 法、政令、省令、機関省令及びこの規則により知事に提出する書類は別に定めあるもの及び特に指定した場合を除き、建築士事務所に関する提出書類にあっては当該建築士事務所の所在地を管轄する土木事務所、その他の提出書類にあっては提出者の住所地を管轄する土木事務所を経由しなければならない。</p> <p><b>第3条</b> 削除</p> <p>(登録事項)</p> <p><b>第6条</b> 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 氏名、生年月日及び性別</p> <p>(3)～(6) 略</p>

第1号書式(表面)中

栃木県収入証紙 貼 付 欄 (消印しないで ください。)
---------------------------------------

を削る。

第3号書式中

生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生
---------	--------	--------

性 別		
-----	--	--

を「

生年月日	年 月 日生	
------	--------	--

」に改める。

第3号の2書式中  

栃木県収入証紙 貼付欄 (消印しないで ください。)
-------------------------------------

を削り、

「

生年月日	年 月 日生	年 月 日生
------	--------	--------

」を

「

生年月日	年 月 日生	
------	--------	--

」に改める。

第4号書式中  

栃木県収入証紙 貼付欄 (消印しないで ください。)
-------------------------------------

を削る。

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(建築課)

**栃木県規則第25号**

栃木県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月27日

栃木県知事 福田 富 一

**栃木県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則**

栃木県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則（昭和27年栃木県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1条 略</b>            2 前項の閲覧の場所は、栃木県<u>県土整備部</u>住宅課とする。</p>	<p><b>第1条 略</b>            2 前項の閲覧の場所は、栃木県<u>土木部</u>住宅課とする。</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(住宅課)

**栃木県規則第26号**

県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和7年3月27日

栃木県知事 福田 富 一

**県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則を廃止する規則**

県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則（平成25年栃木県規則第12号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(上下水道課)

労働委員会

栃木県労働委員会告示第1号

栃木県情報公開条例施行規程を次のように定める。

令和7年3月27日

栃木県労働委員会会長 橋 本 賢 二 郎

栃木県情報公開条例施行規程

栃木県情報公開条例施行規程（平成12年栃木県地方労働委員会告示第1号）の全部を改正する。

栃木県労働委員会が行う情報公開に関する事務について、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）の施行に関し必要な事項は、別に定めのあるもののほか、栃木県情報公開条例施行規則（平成12年栃木県規則第8号）の例による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。